

広島県告示第五百九十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定によって、次の河川について洪水浸水想定区域を指定する。

その指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を示した図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び河川課並びに各河川区間担当建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

なお、令和四年広島県告示第二十号（浸水想定区域の指定）（一で指定する河川に係る部分に限る。）は、廃止する。

令和六年六月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 洪水浸水想定区域を指定する河川

河川の名 称	対象市町	担当建設事務所又は建設事務所支所
一級河川太田川水系大塚川	広島市	広島県西部建設事務所
一級河川太田川水系小河原川	同右	同右
一級河川江の川水系生田川	安芸高田市	広島県北部建設事務所
一級河川江の川水系芋面川	三次市	同右
一級河川江の川水系岩倉川	同右	同右
一級河川江の川水系美波羅川	同右	同右
同右	世羅町	広島県東部建設事務所三原支所
一級河川江の川水系五反田川	三次市	広島県北部建設事務所
一級河川江の川水系木乗川	同右	同右
一級河川江の川水系井田川	同右	同右
一級河川江の川水系長田川	同右	同右
一級河川江の川水系沖江川	同右	同右
一級河川江の川水系後迫川	同右	同右
一級河川江の川水系片丘川	同右	同右
一級河川芦田川水系百谷川	福山市	広島県東部建設事務所
一級河川芦田川水系四川	同右	同右
一級河川芦田川水系中溝川	同右	同右
一級河川芦田川水系天王前川	同右	同右

一級河川芦田川水系深水川	同右	同右
一級河川芦田川水系堂々川	同右	同右
一級河川芦田川水系竹田川	同右	同右
一級河川芦田川水系狭間川	同右	同右
一級河川芦田川水系小山田川	同右	同右
一級河川芦田川水系本永谷川	同右	同右
一級河川小瀬川水系玖島川	廿日市市、大竹市	広島県西部建設事務所廿日市支所
一級河川小瀬川水系中山川	廿日市市	同右
二級河川黒瀬川水系長谷川	呉市	広島県西部建設事務所呉支所
二級河川黒瀬川水系イラスケ川	東広島市	広島県西部建設事務所東広島支所
二級河川黒瀬川水系笹野川	同右	同右
二級河川黒瀬川水系猿田川	同右	同右
二級河川黒瀬川水系竹保川	同右	同右
二級河川黒瀬川水系松板川	同右	同右
二級河川沼田川水系梨和川	三原市	広島県東部建設事務所三原支所
二級河川沼田川水系三次川	同右	同右
二級河川沼田川水系尾原川	同右	同右
二級河川沼田川水系杵原川	東広島市	広島県西部建設事務所東広島支所
二級河川沼田川水系正原川	同右	同右
二級河川沼田川水系二百石川	同右	同右

二 浸水想定区域の指定年月日

令和六年六月十日